

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案

【公営企業型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第3章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第4 重要性の原則 (略) ＜注3＞重要性の原則について 1 公共的な性格を有する公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。 2 ただし、公営企業型地方独立行政法人の会計が目的とするところは、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 3 重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用され、本来の財務諸表の表示方法によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、明瞭性の原則に従った表示として認められる。	第4 重要性の原則 (略) ＜注3＞重要性の原則について 1 公共的な性格を有する公営企業型地方独立行政法人の会計は、公営企業型地方独立行政法人会計基準に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。 2 ただし、公営企業型地方独立行政法人の会計が目的とするところは、公営企業型地方独立行政法人の財政状態及び経営成績を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 3 重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用され、本来の財務諸表の表示方法によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、明瞭性の原則に従った表示として認められる。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第2節 概念 第15 固定資産 1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) (1)資産に係る繰延収益(中期計画の想定範囲内で、「第78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等(以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。)により固定資産を取得する場合の会計処理」における「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」により当該運営費負担金・補助金等の交付の目的に従い、若し	第2節 概念 第15 固定資産 1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) (1)資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、「第78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等(以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。)により固定資産を取得する場合の会計処理」における「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」により当該運営費負担金・補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附	第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) (1)資産に係る繰延収益(中期計画、中長期計画又は事業計画(以下「中期計画等」という。)の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費交付金及び施設費を除く。)をいう。	第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) (1)資産見返負債(中期計画、中長期計画又は事業計画(以下「中期計画等」という。)の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費交付金及び施設費を除く。)をいう。以下同じ。)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として定額法により配分する。</u> <u>4 地方独立行政法人が貸手となる</u>リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース<u>とに分類し</u>、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。<u>(注25)</u>	<u>(新設)</u> リース<u>取引</u>については、ファイナンス・リース<u>取引</u>とオペレーティング・リース<u>取引の二種類に分け</u>、ファイナンス・リース<u>取引</u>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する</u>。オペレーティング・リース<u>取引</u>については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する</u>。<u>(注 24)</u> <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>	<u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として定額法により配分する。</u> <u>4 独立行政法人が貸手となる</u>リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース<u>とに分類し</u>、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>う</u>。<u>(注26)</u>	<u>(新設)</u> リース<u>取引</u>については、ファイナンス・リース<u>取引</u>とオペレーティング・リース<u>取引の二種類に分け</u>、ファイナンス・リース<u>取引</u>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する</u>。オペレーティング・リース<u>取引</u>については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行<u>い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する</u>。<u>(注25)</u> <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>
<u><注24>無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>地方独立行政法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>	<u><注25>無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>独立行政法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<注25> <u>ファイナンス・リースとオペレーティング・リース</u>について ファイナンス・リースとは、契約に<u>定められた</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース又は	<注 24> リース<u>取引</u>について ファイナンス・リース<u>取引</u>とは、<u>リース</u>契約に<u>基づくリー</u><u>ス</u>期間の中途において当該契約を解除することができな	<注26> <u>ファイナンス・リースとオペレーティング・リース</u>について ファイナンス・リースとは、契約に<u>定められた</u>期間の中途において当該契約を解除することができないリース又は	<注25> リース<u>取引</u>について ファイナンス・リース<u>取引</u>とは、<u>リース</u>契約に<u>基づくリー</u><u>ス</u>期間の中途において当該契約を解除することができな

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
これに準ずるリースで、借手が、 <u>原資産</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>原資産</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	いリース <u>取引</u> 又はこれに準ずるリース <u>取引</u> で、借 <u>り</u> 手が、 <u>当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>リース物件</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース <u>取引</u> をいう。オペレーティング・リース <u>取引</u> とは、ファイナンス・リース <u>取引</u> 以外のリース <u>取引</u> をいう。	これに準ずるリースで、借手が、 <u>原資産</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>原資産</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	いリース <u>取引</u> 又はこれに準ずるリース <u>取引</u> で、借 <u>り</u> 手が、 <u>当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>リース物件</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース <u>取引</u> をいう。オペレーティング・リース <u>取引</u> とは、ファイナンス・リース <u>取引</u> 以外のリース <u>取引</u> をいう。
第51 貸借対照表科目の分類 1～3（略） 4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの、 <u>利益剰余金に属するもの及び評価・換算差額等に属するもの</u> に分類しなければならない。	第 51 貸借対照表科目の分類 1～3（略） 4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの <u>及び</u> 利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産に係る繰延収益</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り工事負担金等 (4) 長期寄附金債務 (5) 長期借入金 (6) 移行前地方債償還債務 (7) 引当金 (8) 長期末払金 (9) 資産除去債務 (10) その他	第 54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産見返負債</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り工事負担金等 (4) 長期寄附金債務 (5) 長期借入金 (6) 移行前地方債償還債務 (7) 引当金 (8) 長期末払金 (9) 資産除去債務 (10) その他	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) ～ (16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産に係る繰延収益</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何) 債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) ～ (16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) <u>資産見返負債</u> (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何) 債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)
第56 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	第 56 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	第58 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	第58 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略) 負債の部 Ⅰ 固定負債 <u>資産に係る繰延収益</u> 繰延運営費負担金(資産) ××× 繰延運営費交付金(資産) ××× 繰延補助金等(資産) ××× 繰延工事負担金等(資産) ××× 繰延寄附金(資産) ××× 繰延運営費負担金(建設仮勘定) ××× 繰延運営費交付金(建設仮勘定) ××× 繰延施設費(建設仮勘定) ××× 繰延補助金等(建設仮勘定) ××× 繰延工事負担金等(建設仮勘定) ××× 長期預り補助金等 ×××	貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略) 負債の部 Ⅰ 固定負債 <u>資産見返負債</u> 資産見返運営費負担金 ××× 資産見返運営費交付金 ××× 資産見返補助金等 ××× 資産見返工事負担金等 ××× 資産見返寄附金 ××× 建設仮勘定見返運営費負担金 ××× 建設仮勘定見返運営費交付金 ××× 建設仮勘定見返特定施設費 ××× 建設仮勘定見返補助金等 ××× 建設仮勘定見返工事負担金等 ×××××× 長期預り補助金等 ×××	貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略) 負債の部 Ⅰ (略) Ⅱ 固定負債 <u>資産に係る繰延収益</u> 繰延運営費交付金(資産) ××× 繰延補助金等(資産) ××× 繰延寄附金(資産) ××× 繰延運営費交付金(建設仮勘定) ××× 繰延施設費(建設仮勘定) ××× 繰延補助金等(建設仮勘定) ××× 長期預り補助金等 ××× 長期預り寄附金 ××× (略) 純資産の部 (略)	貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略) 負債の部 Ⅰ (略) Ⅱ 固定負債 <u>資産見返負債</u> 資産見返運営費交付金 ××× 資産見返補助金等 ××× 資産見返寄附金 ××× 建設仮勘定見返運営費交付金 ××× 建設仮勘定見返施設費 ××× 建設仮勘定見返補助金等 ××× 長期預り補助金等 ××× 長期預り寄附金 ××× (略) 純資産の部 (略)
第62 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 損益計算書 (〇〇年4月1日～〇〇年3月31日) 営業収益 (何) 事業収益 ××× 運営費負担金収益 ××× 運営費交付金収益 ××× 補助金等収益 ××× 繰延運営費負担金(資産)戻入 ××× 繰延運営費交付金(資産)戻入 ××× 繰延補助金等(資産)戻入 ××× 繰延工事負担金等(資産)戻入 ×××	第62 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 損益計算書 (〇〇年4月1日～〇〇年3月31日) 営業収益 (何) 事業収益 ××× 運営費負担金収益 ××× 運営費交付金収益 ××× 補助金等収益 ××× 資産見返運営費負担金戻入 ××× 資産見返運営費交付金戻入 ××× 資産見返補助金等戻入 ××× 資産見返工事費負担金等戻入 ×××	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>繰延寄附金（資産）戻入</u> ××× (何)手数料収入 ××× (何)入場料収入 ××× 受託収入 ××× 雑益 ××× 営業収益合計 ×××	<u>資産見返寄付金戻入</u> ××× (何)手数料収入 ××× (何)入場料収入 ××× 受託収入 ××× 雑益 ××× 営業収益合計 ×××		
<注49> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少 (3) 資産の交換 (4) リースによる資産の取得 (5) P F Iによる資産の取得 (6) 重要な資産除去債務の計上 (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳	<注 48> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少 (3) 資産の交換 (4) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (5) P F Iによる資産の取得 (6) 重要な資産除去債務の計上 (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳	<注53> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上	<注52> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得 (2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上
<注55> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 有価証券の評価基準及び評価方法	<注 54> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 有価証券の評価基準及び評価方法	<注57> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 会計方針の例としては、次のようなものがある。なお、消費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法	<注56> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 会計方針の例としては、次のようなものがある。なお、消費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<u>(6)</u> 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(7)</u> リースの計上基準 <u>(8)</u> 収益及び費用の計上基準 <u>(9)</u> 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法 <u>(10)</u> 未収財源措置予定額の計上基準 <u>(11)</u> 消費税等の会計処理	<u>(6)</u> 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(新設)</u> <u>(7)</u> 収益及び費用の計上基準 <u>(8)</u> 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算方法 <u>(9)</u> 未収財源措置予定額の計上基準 <u>(10)</u> 消費税等の会計処理	(7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(8)</u> リースの計上基準 <u>(9)</u> 収益及び費用の計上基準 <u>(10)</u> 債券発行差額の償却方法 <u>(11)</u> 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 <u>(12)</u> 未収財源措置予定額の計上基準 <u>(13)</u> 消費税等の会計処理 3・4 (略)	(7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <u>(新設)</u> <u>(8)</u> 収益及び費用の計上基準 <u>(9)</u> 債券発行差額の償却方法 <u>(10)</u> 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 <u>(11)</u> 未収財源措置予定額の計上基準 <u>(12)</u> 消費税等の会計処理 3・4 (略)
第78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理 公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（減価償却費に対する助成であるものを含む。以下「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画において事前に明らかにしておくこととする。 この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、経常費助成のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の <u>資産に係る繰延収益</u> として計上する。	第78 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理 公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（減価償却費に対する助成であるものを含む。以下「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画において事前に明らかにしておくこととする。 この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、経常費助成のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の <u>資産見返負債</u> として計上する。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理 1～4 (略) 5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得し	第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理 1～4 (略) 5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得し	第81 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額	第81 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
た際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が経常費助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である<u>繰延運営費負担金(資産)</u>に振り替える。<u>繰延運営費負担金(資産)</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延運営費負担金(資産) 戻入</u>として収益に振り替える。 ウ 当該資産が、資本助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注<u>58</u>)	た際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が経常費助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である<u>資産見返運営費負担金</u>に振り替える。<u>資産見返運営費負担金</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返運営費負担金戻入</u>として収益に振り替える。 ウ 当該資産が、資本助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注 <u>57</u>)	のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である<u>繰延運営費交付金(資産)</u>に振り替える。<u>繰延運営費交付金(資産)</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延運営費交付金(資産) 戻入</u>として収益に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 <u>6 2</u>)	のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である<u>資産見返運営費交付金</u>に振り替える。<u>資産見返運営費交付金</u>は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返運営費交付金戻入</u>として収益に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 <u>6 1</u>)
<注<u>58</u>> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について 1～4 (略) 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費負担金により支出されたと合理的に特	<注 <u>57</u>> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について 1～4 (略) 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費負担金により支出されたと合理的に特	<注<u>62</u>> 運営費交付金の会計処理について 1～7 (略) 8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特	<注<u>61</u>> 運営費交付金の会計処理について 1～7 (略) 8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
定できる場合には、その金額を運営費負担金債務から <u>繰延運営費負担金（建設仮勘定）</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>繰延運営費負担金（建設仮勘定）</u> を本来の科目（資本剰余金又は <u>繰延運営費負担金（資産）</u> ）に振り替えるものとする。 6 <u>繰延運営費負担金（資産）</u> を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。 7 運営費交付金の会計処理についても、上記 1 から 6 まですに掲げる取扱いと同様に行うものとする。	定できる場合には、その金額を運営費負担金債務から <u>建設仮勘定見返運営費負担金</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>建設仮勘定見返運営費負担金</u> を本来の科目（資本剰余金又は <u>資産見返運営費負担金</u> ）に振り替えるものとする。 6 <u>資産見返運営費負担金</u> を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。 7 運営費交付金の会計処理についても、上記 1 から 6 まですに掲げる取扱いと同様に行うものとする。	定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から <u>繰延運営費交付金（建設仮勘定）</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>繰延運営費交付金（建設仮勘定）</u> を本来の科目（資本剰余金又は <u>繰延運営費交付金（資産）</u> ）に振り替えるものとする。 9 <u>繰延運営費交付金（資産）</u> を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から <u>建設仮勘定見返運営費交付金</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>建設仮勘定見返運営費交付金</u> を本来の科目（資本剰余金又は <u>資産見返運営費交付金</u> ）に振り替えるものとする。 9 <u>資産見返運営費交付金</u> を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
＜注59＞ 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り特定施設費から <u>繰延施設費（建設仮勘定）</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>繰延施設費（建設仮勘定）</u> を資本剰余金に振り替えるものとする。	＜注58＞ 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り特定施設費から <u>建設仮勘定見返特定施設費</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>建設仮勘定見返特定施設費</u> を資本剰余金に振り替えるものとする。	＜注63＞ 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から <u>繰延施設費（建設仮勘定）</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>繰延施設費（建設仮勘定）</u> を資本剰余金に振り替えるものとする。	＜注62＞ 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から <u>建設仮勘定見返施設費</u> に振り替え、現実に引渡しを受けたときに <u>建設仮勘定見返施設費</u> を資本剰余金に振り替えるものとする。
第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注60） (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から <u>繰延補助金等（資産）</u> に振り替える。 <u>繰延補助金等（資産）</u> は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減	第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注 59） (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から <u>資産見返補助金等</u> に振り替える。 <u>資産見返補助金等</u> は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額	第83 補助金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注64） (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から <u>繰延補助金等（資産）</u> に振り替える。 <u>繰延補助金等（資産）</u> は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定し	第83 補助金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注63） (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から <u>資産見返補助金等</u> に振り替える。 <u>資産見返補助金等</u> は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延補助金等（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 (3) 当該資産が償却資産であって、資本助成のための補助金等により支出され取得されたものであるときは、その金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。	に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返補助金等戻入</u>として収益に振り替える。 (3) 当該資産が償却資産であって、資本助成のための補助金等により支出され取得されたものであるときは、その金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。	た額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>繰延補助金等（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 (3) 当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から<u>繰延補助金等（資産）</u>に振り替える。<u>繰延補助金等（資産）</u>は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、<u>繰延補助金等（資産）戻入</u>として収益に振り替える。	を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、<u>資産見返補助金等戻入</u>として収益に振り替える。 (3) 当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から<u>資産見返補助金等</u>に振り替える。<u>資産見返補助金等</u>は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、<u>資産見返補助金等戻入</u>として収益に振り替える。
<注<u>60</u>> 補助金等及び工事負担金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から<u>繰延補助金等（建設仮勘定）</u>に振り替え、現実に引渡しを受けたときに<u>繰延補助金等（建設仮勘定）</u>を本来の科目（資本剰余金又は<u>繰延補助金等（資産）</u>）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>繰延補助金等（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 3 <u>繰延補助金等（資産）</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。 4 工事負担金等の会計処理についても、上記 1 から 3 までの掲げる処理と同様に行うものとする。	<注<u>59</u>>補助金等及び工事負担金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から<u>建設仮勘定見返補助金等</u>に振り替え、現実に引渡しを受けたときに<u>建設仮勘定見返補助金等</u>を本来の科目（資本剰余金又は<u>資産見返補助金等</u>）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>資産見返補助金等戻入</u>として収益に振り替える。 3 <u>資産見返補助金等</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。 4 工事負担金等の会計処理についても、上記 1 から 3 までの掲げる処理と同様に行うものとする。	<注<u>64</u>> 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から<u>繰延補助金等（建設仮勘定）</u>に振り替え、現実に引渡しを受けたときに<u>繰延補助金等（建設仮勘定）</u>を本来の科目（資本剰余金又は<u>繰延補助金等（資産）</u>）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>繰延補助金等（資産）戻入</u>として収益に振り替える。 3 <u>繰延補助金等（資産）</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	<注<u>63</u>> 補助金等の会計処理について 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から<u>建設仮勘定見返補助金等</u>に振り替え、現実に引渡しを受けたときに<u>建設仮勘定見返補助金等</u>を本来の科目（資本剰余金又は<u>資産見返補助金等</u>）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、<u>資産見返補助金等戻入</u>として収益に振り替える。 3 <u>資産見返補助金等</u>を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
第83 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。	第 83 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。	第85 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。	第85 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預り寄附金から資本剰余金に振り替える。

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である繰延寄附金（資産）に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延寄附金（資産）戻入として収益に振り替える。(注63)	(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注 62)	(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である繰延寄附金（資産）に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延寄附金（資産）戻入として収益に振り替える。(注67)	(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注66)
3（略）	3（略）	3（略）	3（略）
＜注63＞ 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 公営企業型地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 繰延寄附金（資産）を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注 62＞ 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 公営企業型地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注67＞ 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 繰延寄附金（資産）を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。	＜注66＞ 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。
第92 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 1 目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合には、その取得又は返済に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 2 前中期目標等期間繰越積立金については、中期計画及び中長期計画に定める使途に照らして、前項と同様の処理を行うこととする。ただし、自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、対応する費用（自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費等）が生じた場合であっても、これに対応	第 92 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合には、その取得又は返済に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 (新設)	第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 1 目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 2 前中期目標等期間繰越積立金については、中期計画及び中長期計画に定める使途に照らして、前項と同様の処理を行うこととする。ただし、自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、対応する費用（自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費等）が生じた場合であっても、これに対応	第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理 目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。 (新設)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
する前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しは行わない。		する前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しは行わない。	
第119 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、 <u>評価・換算差額等及び</u> 非支配株主持分に区分して記載するものとする。	第 119 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、非支配株主持分に区分して記載するものとする。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第123 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。営業損益計算の区分は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純利益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。	第123 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。営業損益計算の区分は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主 <u>持分</u> 損益を加減して当期純利益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。	第 1 2 5 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、法人集団の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純利益を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。	—
第134 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> ）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	第134 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金 <u>及び</u> 利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第136 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> ）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	第136 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、 <u>及び</u> 利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 （略）	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

※注 24 を新設したことにより、注 25 以降の注解については番号を繰り下げる改訂を行っているが、当資料においては、これらの記載を割愛している。